新型コロナウイルス感染症対策に伴う小学校等の臨時休業に係る教職員の休暇に関する特例を定める規則新旧対照表 後 (前略) (休暇の事由及び期間) (休暇の事由及び期間) 第2条 教職員が、次の各号に掲げる要件を満たす 第2条 (同 左) 場合には、当該要件を満たす限りの期間におい て、特別の有給休暇を与えるものとする。 (1) 新型コロナウイルス感染症対策に伴う小学 (1) 新型コロナウイルス感染症対策に伴う小学 校等の臨時休業(これに相当する事情のある 校等の臨時休業(これに相当する事情のある ものを含む。) により、教職員自らが子(小 ものを含む。) により、教職員自らが子(令 学校第6学年の終期を経過するまでの子に限 和2年3月31日において満12歳以下であ る子に限る。ただし、特別支援学校に在学す る。ただし、特別支援学校に在学する子にあ る子にあっては、この限りでない。)の世話 っては、この限りでない。)の世話を行わな を行わなければ、その養育に著しい支障が生 ければ、その養育に著しい支障が生じるもの じるものであること。 であること。 (2) (同 左) (2) (略) (後略)

附則

この規則は、令和2年4月17日から施行する。